**泉大津市指定排水設備工事業者申請書チェック表**

**業者名**：

（ 新規 ・ 継続 （№　　　）　）（ 個人 ・ 法人 ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **個　人** | **☑** | **法　人** | **☑** |
| 営業所が大阪府内【条例第６条第１項⑴】 |  | 営業所が大阪府内【条例第６条第１項⑴】 |  |
| 申請書（様式第１号）【規則第５条】 |  | 申請書（様式第１号）【規則第５条】 |  |
| 実印押印 |  | 実印押印 |  |
| 住民票の写【規則第５条⑴】 |  | 商業登記簿謄本【規則第５条⑴】 |  |
| 定款の写【規則第５条⑴】 |  |
| 原本証明があること |  |
| 誓約書【規則第５条⑵】 |  | 誓約書【規則第５条⑵】 |  |
| 経歴書【規則第５条⑶】 |  | 経歴書【規則第５条⑶】(全役員分) |  |
| 営業所の平面図付近見取図（様式第２号）【規則第５条⑷】 |  | 営業所の平面図付近見取図（様式第２号）【規則第５条⑷】 |  |
| 写真 |  | 写真 |  |
| 責任技術者名簿（様式第３号の１）  【規則第５条⑸】 |  | 責任技術者名簿（様式第３号の１）  【規則第５条⑸】 |  |
| 責任技術者証**（大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者証）**の写【規則第２条⑶、第５条⑹、様式第３号の１】 |  | 責任技術者証（**大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者修了証**）の写【規則第２条⑶、第５条⑹、様式第３号の１】 |  |
| 専属を確認できるものの写【条例第６条第１項⑵、様式第３号の１】  （↓該当に○）  1　組合健保、政府管掌健保（→協会けんぽ）被保険者証（国民健康保険者証は除く）  2　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書  3　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書  4　その他（　　　　　　　　　　） |  | 専属を確認できるものの写【条例第６条第１項⑵、様式第３号の１】  （↓該当に○）  1　組合健保、政府管掌健保（→協会けんぽ）被保険者証（国民健康保険者証は除く）  2　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書  3　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書  4　その他（　　　　　　　　　　） |  |
| 従業員の名簿（様式第３号の２）  【規則第５条⑸】 |  | 従業員の名簿（様式第３号の２）  【規則第５条⑸】 |  |
| 雇用関係を証する書類  （↓該当に○）  ・　組合健保、協会けんぽ被保険者証（国民健康保険者証は除く）  ・　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書  ・　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書   * 商業登記簿謄本 |  | 雇用関係を証する書類  （↓該当に○）  ・　組合健保、協会けんぽ被保険者証（国民健康保険者証は除く）  ・　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書  ・　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書   * 商業登記簿謄本 |  |
| 設備及び機材を有していることを証する書類【規則第５条⑺】 |  | 設備及び機材を有していることを証する書類【規則第５条⑺】 |  |
| 工事経歴書【規則第５条⑻】 |  | 工事経歴書【規則第５条⑻】） |  |
| 印鑑登録証明書【規則第５条⑼】 |  | 印鑑証明書【規則第５条⑼】 |  |
| 納税証明書（その３の２）【規則第５条⑽】 |  | 納税証明書（その３の３）【規則第５条⑽】 |  |
| 資産証明書【規則第５条⑽】  （↓該当に○）  ・営業所の評価証明書（土地・家屋）  ・営業所の賃貸借契約書の写 |  | 資産証明書【規則第５条⑽】  （↓該当に○）  ・営業所の評価証明書（土地・家屋）  ・営業所の賃貸借契約書の写 |  |
| 【特記事項】 |  | 【特記事項】 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 検　印 | 確 認 印 |
|  |  |

印刷してお持ちください。